

## 公益社団法人岩手県サッカー協会 慶弔規程

(総則)

**第1条** 公益社団法人岩手県サッカー協会における慶弔に関して必要な事項はこの規定による。

(祝金)

**第2条** 職員が結婚するときは、次の結婚祝い金を支給する。支給は1回限りとする。

勤続3年未満の者 30,000円

勤続3年以上の者 50,000円

**第3条** 職員またはその配偶者が子女を出産したときは、次の出産祝金を支給する。

第1子 10,000円

第2子以降 5,000円

生後1週間以内に死亡したときは、本条によらず第7条を適用する。

(見舞金)

**第4条** 職員が疾病にかかったときは、医師の診断書に基づき、次の見舞金を支給する。

業務上の疾病で休業1週間以上におよんだとき 30,000円

業務外の疾病で休業満30日以上におよんだとき 20,000円

(弔慰金)

**第5条** 職員が死亡したときは、次の区分により弔慰金を支給する。

(1) 業務上の事由による死亡のとき

勤続3年未満の者 100,000円

勤続3年以上10年未満の者 200,000円

勤続10年以上の者 300,000円

(2) 業務外の事由による死亡のとき

(1)の半額とする

(3) 葬儀に際しては、会長（専務理事）名の花輪もしくは生花1対を供する。

**第6条** 職員の父母、配偶者、子及び同居の兄弟、姉妹、祖父母が死亡したときは、次の弔慰金を支給する。

配偶者 30,000円

子及び父母 20,000円

祖父母及び兄弟姉妹 5,000円

(社員及び役員の慶弔基準)

**第7条** 現役の社員及び役員の慶弔の基準は次のとおりとする。

(1) 本人が死亡した場合

①社員 遺族に対して 会長名の弔電 香典 10,000円

②役員 遺族に対して 会長名の弔電 香典 20,000円 花輪又は生花1対

(2) 配偶者、子、父母が死亡した場合

①社員 社員に対して 会長名の弔電

②役員 役員に対して 会長名の弔電 香典 5,000円 花輪又は生花1対

**第8条** 顧問、参与、元役員の慶弔の基準は次のとおりとする。

(1) 本人が死亡した場合

遺族に対して 会長名の弔電 香典 10,000 円 花輪又は生花 1 対

(2) 配偶者、子、父母が死亡したとき

顧問、参与、元役員に対して

会長名の弔電 香典 5,000 円

(改廃)

**第9条** この規程の改廃は理事会において行うものとする。

**附則**

この規程は平成 18 年 3 月 19 日から適用する。

この規程は平成 25 年 4 月 1 日に改正する。